

掲示文書一覧(市長分)

令和7年12月2日

種別	番号	題名	主管課
告示	582	姫路市立高等学校入学者選抜の入学者査料の納付に係る指定納付受託者の指定について	学校指導課
公告	656	市有不動産の売却の一般競争入札について	管財課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 582号

令和 7年12月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立高等学校入学者選抜の入学考查料の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、姫路市立高等学校入学者選抜の入学考查料の納付について下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

シーデーシー情報システム株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

千葉県千葉市中央区本千葉町4番3号

3 指定納付受託者に指定をした日

令和7年（2025年）12月1日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

公立高等学校等インターネット出願システムにおける姫路市立高等学校入学者選抜の入学考查料

姫路市公告第 656号
令和 7年12月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

市有不動産の売却の一般競争入札について

市有不動産の売却につき、下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

記

1 入札物件、入札日時、入札場所、開札時間及び開札場所

別紙「入札物件一覧」のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当する者

(2) 本市市税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている者であって、それ以外に滞納がないものを除く。）

3 入札参加申込書の配布

入札参加申込書は、次のとおり配布する。

(1) 期間 令和8年（2026年）1月8日から同年1月28日まで。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

(3) 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎4階 管財課

4 入札参加申込書の受付

(1) 入札参加申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 期間 令和8年（2026年）1月26日から同1月28日まで

イ 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

ウ 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎4階 管財課

(2) 郵便による入札参加申込書の提出は、受け付けない。

5 入札に関する図書の閲覧

入札に付する物件の登記事項証明書、位置図、地積測量図、公図、契約書等の入札に関する図書は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 期間 令和8年（2026年）1月8日から同年1月28日まで。ただし、本市の休日を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

(3) 場所 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎4階 管財課

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札の際、入札保証金として入札金額の100分の3以上（1円未満切上げ）の金額を銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手で支払場所が姫路市内であるものを提出しなければならない。

(2) 入札保証金は、入札保証金の預り書と引換えに返還する。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当できる。

(4) 入札保証金には、利息を付けない。

7 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を、納付書により納付しなければならない。ただし、落札者は、入札保証金を契約保証金の一部として充当することができる。

(2) 契約保証金には、利息を付けない。

(3) 売買契約締結時に落札価額の全額を納付する場合は、契約保証金の納付を要しない。

8 入札の執行

- (1) 入札書は所定のものを用い、物件番号並びに入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上、押印し、金額を鮮明に記入すること。
- (2) 入札書は封筒に入れ、表面に「入札書管財課」及び物件番号を書き、裏面に入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上封印し、入札開始日時以後、入札終了日時までに差し出すこと。
- (3) 入札参加者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
- (4) 提出済みの入札書は、事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格を欠く者がした入札
 - イ 入札書が所定の日時までに差し出されない入札
 - ウ 入札者若しくはその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
 - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - オ 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
 - カ 代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札
 - キ 金額を訂正した入札
 - ク 入札保証金が納付されない入札又はその金額が所定の額に達しない入札
 - ケ 郵便により差し出された入札
 - コ 予定価格を下回る金額の入札
 - サ 入札書が所定の物件番号と異なる入札

9 開札の執行

- (1) 開札は、開札時間以後に入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、市の指定した者を立ち会わせて開札する。この場合、異議の申立てはできない。
- (2) 入札者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって申込みをした者を落札者と

決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定める。

1 0 契約の締結及び売買代金の納付

- (1) 落札者は、落札決定の日から20日以内に本市所定の契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 売買代金の納付については、次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ア 売買契約締結時に、売買代金の全額を納付する方法
 - イ 売買契約締結時に、契約保証金を納付し、契約締結の日から40日以内に落札価額の全額を納付する方法
- (2) 落札者が落札決定の日から20日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、市に帰属する。

1 1 物件の引渡し及び登記

物件の引渡しは、売買代金完納後、現状有姿のまま行い、その後、本市において落札者名義に所有権移転登記を行う。

1 2 契約不適合責任

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第562条第1項本文及び第565条の定めにかかわらず、売買物件（前項の規定により引き渡された物件をいう。以下同じ。）の種類、品質（土壌汚染、地中障害物等を含む。）又は数量に関して、市は買受者（前項の規定により売買物件の所有権を取得した者をいう。以下同じ。）に対して一切の担保責任を負わない。ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買物件を引き渡した日から2年間は、この限りでない。

1 3 用途制限及び違約金

- (1) 買受者は、所有権取得の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。
- (2) 買受者は、売買物件を公序良俗に反する用途に使用してはならない。

- (3) 買受者は、所有権取得の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、当該第三者に第1号に規定する用途の制限を、その残存期間中承継させなければならない。
- (4) 買受者は、自己又は第三者をして、売買物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはならない。
- (5) 買受者は、売買物件が暴力団事務所等の用に供されることになることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転させてはならない。
- (6) 市は、買受者が次のアからエまでのいずれかに該当する者であると判明したときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。
- ア 暴力団又は暴力団員であるとき。
- イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。
- ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
- エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(7) 市は、前号の規定によりこの契約を解除した場合において買受者に損害が生じたときであっても、その責めを負わないものとする。

(8) 市は、第1号、第2号、第4号及び第5号の用途制限の履行状況を確認するため必要と認めるときは、隨時に売買物件について実地に調査し、又は買受者に対し必要な資料の提出若しくは報告を求めることができ、買受者は、正当な理由なく市の実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

(9) 買受者は、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める額（1円未満切上げ）の違約金を市に支払わなければならない。

ア 第1号、第2号、第4号及び第5号の用途制限に違反した場合 売買代金の10分の3に相当する額

イ 第6号の規定により契約を解除された場合 売買代金の10分の3に相当する額

ウ 前号の実地調査等に関する義務に違反した場合 売買代金の10分の1に相当する額

14 問合せ先

財政局財務部管財課（電話 079-221-2226）

別紙

入札物件一覧

(土地)

物件番号	所在地	地 積 (m ²)	予定価格 (円)	入札日時	開札時間
1	姫路市香寺町広瀬字朝合225番1	228.05	3,040,000	令和8年2月3日(火)	午前9時15分 ～ 午前9時45分
2	姫路市香寺町野田字道東27番3	83.01	1,650,000		午前10時00分 ～ 午前10時30分
3	姫路市御立東四丁目21番1	189.5	10,050,000		午前10時45分 ～ 午前11時00分
4	姫路市飾磨区阿成渡場203番	55.81	2,390,000		午前11時15分 ～ 午前11時45分

入札場所：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁10階 第5会議室

開札場所：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁10階 第2会議室